平成２４年（フ）第１０７号
鹿児島県志布志市志布志町帖3945番地２、前住所鹿児島県志布志市志布志町帖3951番地
債務者　盛田　義秋
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤枝紘一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
石川県能美市大長野町ト52番地16
債務者　松村　匡智
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　智美
4　破産債権の届出期間　平成24年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第３８９号
茨城県水戸市中央２丁目９番８－506号　コーポラス中央
債務者　千葉　広之
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　　誠
4　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１３５２号
京都市東山区古門前通東大路西入上る高畑町611番地　エクセル古門前203号、前住所京都市下京区寺町通松原下る植松町713番地
債務者　川合　博之
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　立至
4　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
鹿児島県肝属郡肝付町新富557番地１、前住所鹿児島県肝属郡肝付町新富577番地１
債務者　松岡富士雄
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
鹿児島県肝属郡肝付町新富557番地１、前住所鹿児島県肝属郡肝付町新富577番地１
債務者　松岡セツ子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
鹿児島県肝属郡肝付町新富557番地１、前住所鹿児島県肝属郡肝付町新富577番地１
債務者　松岡　俊和
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２０９７号
愛知県春日井市瑞穂通２丁目97番地10
債務者　山本　英利
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐脇　敦子
4　破産債権の届出期間　平成24年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１２１号
広島市中区河原町７番29号
債務者　吉本商店こと　吉本　誠司
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　秀則
4　破産債権の届出期間　平成24年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２８号
宮崎県児湯郡新富町大字三納代1864番地19　新町新団地Ｂ棟103号
債務者　高橋　美樹（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　圭佑
4　破産債権の届出期間　平成24年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月８日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６７号
福岡県久留米市国分町1751番地７　ウェンディハウス１号
債務者　松本　美穂
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舞弓　　紫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４４号
秋田県由利本荘市中田代字後口開27番地４
債務者　髙野　　満
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　祐文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第４５号
秋田県由利本荘市中田代字後口開27番地４
債務者　髙野由利子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　祐文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第２１６２号
名古屋市西区花の木３丁目６番14号　シャンボール天神山1003号
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢崎　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部